

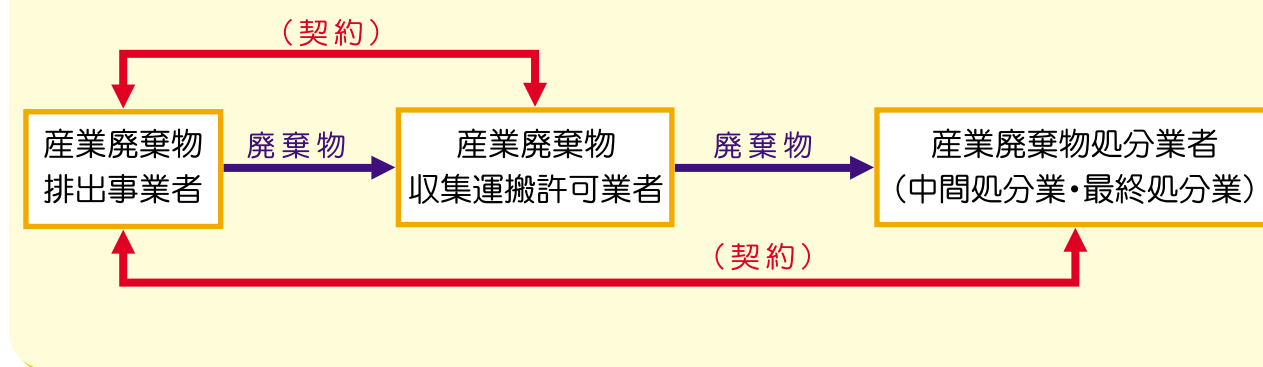
# 産業廃棄物の処理に関する基礎知識

## 資料1 委託契約書とは？

産業廃棄物を排出する事業者は、排出する産業廃棄物の品目の許可を有する収集運搬業者や処分業者とそれぞれ契約を締結しなければなりません。産業廃棄物の処分を処分業者に直接委託するときは、処分業者との委託契約のみです。

(廃棄物処理法第12条第3項及び第12条の2第3項)

### 委託契約の基本的な流れ



### — 産業廃棄物処理委託契約の注意点 —

- ◎排出事業者は、委託契約書には、産業廃棄物収集運搬や処分業の許可証の写しを添付させ、排出する産業廃棄物の種類の許可を有しているかを、確認をしなければなりません。
- ◎委託契約書は、契約終了日から5年間の保存義務があります。

## 資料2 マニフェストとは？

マニフェストとは、事業所で排出する産業廃棄物を処分する際に、運搬や焼却などの許可を受けている処理業者に交付する伝票のことで、正式には、産業廃棄物管理票といいます。

産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理を委託するすべての処理業者に、産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付しなければなりません。

なお、マニフェストは廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、車輛ごとに交付しなければなりません。

